

新型コロナウイルスの影響による免許更新の延期・延長について

【注意！】教員免許の期限が自動的に延期・延長されることはありません。

延期又は延長を希望する場合は、必ず申請を行ってください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、更新講習の受講が困難であること等を理由として、最大で令和5年3月31日まで教員免許状の期限の延期・延長を行うことが可能となりました。以下の点をよく確認し、申請を行ってください。

対象者

以下の2つの条件をどちらも満たす方のみ延期・延長が可能です。

①現職教員として学校園に勤務していること

(実習助手、支援員、保育士、保育補助など、教員でない方は対象外です。)

②令和4年度中までに教員免許状の期限を迎えること

(幼保連携型認定こども園で保育教諭として勤務しているが、既に教員免許状の期限が過ぎている方は対象外です。)

申請方法

延期又は延長を希望される方は、必要書類を添えて、学校園を通じて兵庫県教育委員会事務局教職員課まで申請を行ってください。(※学校園を通さずに直接兵庫県教育委員会へ提出しないでください。)

必要書類については、兵庫県教育委員会事務局教職員課ホームページの「更新等の手続」(<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/kyoshokuin-bo/htdocs/menkyo/koushin/sinsei/>)に掲載する申請書類(「休職等により有効期限を延長される方(現職教員のみ)」欄を参照)を用意して提出してください。申請書の記入例を次ページに添付していますので、参考にし記入してください。

更新期限までに更新申請あるいは延期又は延長申請を行わなかった場合、お持ちの教員免許状は失効し、教員としての職を失うと同時に、公立学校園に勤務する場合は地方公務員としての身分を喪失することになるので十分に注意してください。

〈記入例〉

様式第 20 号 (第 22 条関係)

兵庫県収入証紙
はりつけ欄
1,700円 収入印紙ではありません

更新講習修了確認期限延期申請書

(※有効期間延長申請書の場合も同様)

令和2年6月10日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 123-4567)

住所 姫路市中央区下山手通り1-5 (本籍地：兵庫県)

押印確認

氏名 (ふりがな) かがわ はなこ 加古川 花子

電話 (090) 1111-2345 番

必ず日中に連絡の取れる番号を記入してください

生年月日 昭和 54 年 7 月 7 日生

勤務(予定)学校・機関名 学校法人姫路会 姫路城小学校

職名 教諭 (勤務先番号 0000-123-4567)

いつまで延期・延長するかを必ず記入してください

ており、下記1のとおり、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する省令(平成20年文部省令第98号)附則第2条第4項又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当することを証明します。1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律第4項の規定により、令和5年3月31日まで修了確認期限の延期を認めることとする。同令附則第7条第1項に規定する事由に該当することを証明します。

コロナウイルスの影響で更新講習を受講できなかった旨を記入してください。

1 延期を受ける事由 新型コロナウイルスの影響に伴い更新講習の開講が中止され、更新講習を受講できないため

2 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名
小学校教諭2種	平〇小2種第〇〇号	平成〇年〇月〇日	京都府	明石 花子
小学校教諭1種	平〇小1種第〇〇号	平成〇年〇月〇日	兵庫県	加古川 花子
中学校教諭2種(国語)	平〇中2種第〇〇号	平成〇年〇月〇日	京都府	明石 花子
幼稚園教諭2種	平〇幼2第〇〇号	平成〇年〇月〇日	京都府	明石 花子

3 延期前の修了確認期限 令和3年3月31日

上記の者は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成20年法律第98号)附則第2条第4項又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当することを証明します。

令和2年6月12日

校長(園長)の証明
私印不可。申請者が校長(園長)の場合は法人の長の証明

学校法人 姫路城小学校 校長 加西 一郎

